

勸業報告

23





第貳  
伊三

一本

勸業報告

第一號



夫勸業ノ務タルヤ全國物産ノ盛衰ニ相關シ一日不可忽ノ要件ニシテ宜シク試験ノ方法ヲ設ケ内外獸畜穀菓ノ良種諸器械ノ功用發明ノ諸説其佻物價ノ高低商業ノ得失ヲモ辨明シ廣ク人民ト協力互ニ經驗ヲ盡シ利益ヲ興シ損害ヲ除キ以テ國家富饒ノ基ヲ開ク可キ儀ニ候處全國ノ廣キ能ク戸コトニ説キ人コトニ諭ス可キニ非ス仍テ本寮事務ノ中諸業ニ切要ナル事件ヲ輯録シ月次刊行之ヲ勸業報告ト號シ自今地方廳ニ頒布スルヲ以テ例規トセン然ルニ配達スル所ノ部數限リ有之普ク給與ノ儀ハ難行届



ニ付道々書肆ノ望ニ任セ發賣ヲモ差許シ候條書中  
各條ノ内其採用スヘキモノヲ擇ヒ以テ諸業進歩ノ  
資ケト爲シ且一般ノ人民ニ於テモ此報告ノ旨趣ニ  
對シ現場得失ノ實驗アルカ如キハ其顛末ヲ詳記シ  
テ之ヲ本寮ニ申報シ官民協同以テ全國ノ利益ヲ興  
サントヲ是望ム

明治七年十二月

勸業寮



第一號 明治七年分  
勸業寮の部

製茶試験の緒言

の行はるゝにより猥りに飲食物の能毒を  
茶に毒を含むの説を唱ふるものあり自然  
人の感を起し御國産物の聲價を墜すに至るへきも  
計り難きに付今般文部省御雇獨乙人「ゲマルチン」氏  
に茶の品類拾貳種の試験を乞ひしに左に載る所の  
如き答あり併なら其効分の量に至りては之を以  
て一般の定説と成し難しと雖も茶の性の無毒に歸  
する事は更に疑ひを容るべきなし因て之を表出す



茶之試験説

凡る茶の品等は専ら茶之効力(即揮發性油、色素、鞣素、茶素等を總稱す)の多寡に因るなり今其各品之茶に含む所之量を定むるには先づ茶葉をエートル三分アルコホル壹分の混和液に投して茶之効力を浸出し其多寡を量る然ども茶葉の焼灰に含む所の原質(即鉄、錳等)も亦品等に関係せざるを得ず依て更に茶葉を焼き其殘餘の灰を量る此兩件に因て大畧其品等を知るに足ると雖も茶之効力中に含む成分の中鞣素、茶素の分量に因て亦少しく差異なき事能は

す故に鞣素、茶素の量を別に分析し合て次の表中に  
 擧ぐ

茶之品類并試験表

茶名	茶百効力 分中	茶百鞣素 分中	茶百茶素 分中	茶百燒灰 分中
第一 折物	二九、七七	一四、二〇	二、九三	五、六七
第二 玉露	三四、〇〇	一五、六〇	二、四二	五、八〇
第三 薄茶	三五、七五	二二、七二	三、四四	六、一五
第四 濃茶	三五、六五	二五、二〇	四、二一	六、〇五
第五 飛出茶	一九、一二	一四、二〇	四、一五	四、九七
第六 晚茶	二七、七五	一三、〇六	一、九八	五、〇六



第七輸出茶	三〇、四〇	二三、九六二、五七	四、六八
第八支那練茶	三六〇〇	一九、八八三、三六	四、一〇
第九支那黑茶	三〇八五	一四、〇六四、六七	五、六〇
第十支那紅茶	三三、〇七	一四、二〇一、九四	五、七三
第十一支那綠茶	三七三五	一五、九五二、九三	五、七三
第十二日本紅茶	三六、二五	一五、七五二、九六	五、二八

右の表に因て考ふるときは日本製茶は支那製茶の如く鞣素及び茶素に富む故に其滋養之効他の茶類の右に出る事知るべし。○又其焼灰は諸種の茶に於て百分の四より六迄の間に在り是其價偽の品に非

ざるを證するに足れり支那製茶は其製造の時に當り他の香氣ある樹葉又は草花を和し以て其香分を與ふれども日本製の茶に於ては此の如き事なし上に擧る所の諸種の茶中悉く滿庵を含む之を秤量するに第一種に在ては百分の一〇四第二種に在ては百分の〇二一なり其他大抵同じ試に茶の生葉を焼て灰となして之を檢するに尙滿庵を檢出す然れば此滿庵は日本茶樹固有の成分たる事を知る

茶素は諸種の茶中カール氏の法に従て試験するに



結晶形となり分離するものなり。糖素は「ヘーリング」氏及び「ミユルレル」氏の法に因て之を試験するものなり。

### 茶之効用

茶は山茶科の種屬にして其成分第一茶素其他糖素揮發性油色素滿庵等なり。尙前に試験表に出せり。總て茶及び茄菲烟草、甘豆餅、香料酒類の如きは穀肉草菜等の如く之を飲食すれば體質を補全する者に非すと雖も衆人一般に嗜好する所の飲料にして衛生上に於て其効用亦輕からざるものとす。因て次に

其効害を畧記す

①適宜に之を服用すれば神經を刺衝し精神を鼓舞し智力を増し身体を壯健爽快にし筋神經等の如き機關に血液の輸送を催進して其作用を盛にし滋養を助け筋肉を健強ならし。且つ動脈管中の血壓を強くして尿の分泌を増多す。勞動及び饑渴に因て身体始て衰弱するものは之を服して一時の壯健を覺ふと雖も其甚しき者に在ては却て害ありとす。○其含む所の滿庵及銕は体中血液製造に於て甚た有用の者とす。○安質母尼製劑及び麻醉劑の消毒藥とし



用ひて効あり

○身體を勞動せず坐して業を執る等のもの及び身體榮養不足の者飲食消化不良の者小兒及び虚弱の婦人或は之に慣れざる者殊に之を多服すれば害ありて不眠、頭痛、腦中充血、消化不良、心悸動、或は慢性癩瘡等の症を發す

支那に於て屢茶を質造するに他の樹葉を以てするあり其害甚しからず之を監別する甚た易し  
洋靛、阿仙藥、丹礬、或は他の綠色なる礦物を茶に混和し緑茶を質造するものは其害甚た恐るべきものなり

○桑紙製造の儀に付伺

足柄縣

管下豆州田方郡山木村戸長大道寺吉哉同州君澤郡木美村同相模半左衛門等桑葉紙薄葉漉立を工夫いたし尙追々一層精良に付當明治七年より同十一年迄五ヶ年間諸國養蠶用跡桑皮買入の儀免許相成度旨願出乃ち製紙を添へ伺出たり

指令

桑紙漉立試製は其縣に於て聞届不苦諸國養蠶用跡桑皮買入の儀は下方相對示談に任すべき旨



○生繭手入方に付建白

若松縣

管下鈴木重晴儀佛國新聞紙中遠國へ輸送する生繭に發蛾豫防の爲は歟有合ひの樟腦を箱内に詰是置き之か爲は蛆悉く乾固し精良の干繭に均しき事偶然の發明なりと記載有之を傳承し試に樟腦價十二錢五厘を平分し簞笥引出し二つの四隅に散布し生繭四升宛を其上に入れ置き十五日を経て二三箇を截割たるに蛆悉く乾固し日に曝せし繭よりも美色にして絲にも練易く則八升を以て絲目方百十六匁を得たり此法一と度世に行はるれば陽曝焙蒸等の

勞を省き失度醸患の害を免かれ養蠶家の裨益云々因て製絲一練繭五箇を指出す旨

○製絲磨燃器械の儀に付上申

長野縣

管下士族館三郎儀多年蠶事に工夫を凝らし製絲磨燃器械を工造し右にて製せし絲外國商人へも相示し候處品位上等の趣申出其後磨燃製教授所相設け兼て申立置候通一人練并十人練二十人練等水車運轉に仕掛試験の所一層精製に至り頗る簡便の方法に付民間に傳播せば一般製絲精良に進むべく因て



は官より横濱改會社へ御達の上國々各社へも通達  
製造人も厚く説諭し元社より教師を派出し夫々傳  
習致し度旨右器械畧圖并生絲相添伺出たり器械圖  
指令大意

磨燃器械を以て生絲製造の儀各地方改會社へ教  
授且布達等相願候儀は不都合に付難聞届尤も差  
出候生絲其筋に於て鑑定爲致候處未だ格別精良  
の品とも相聞へず候間猶此上一層勉強品位精良  
に進む候様可致勿論望の者へ相對を以て教授致  
し候儀は不苦旨

○製絲器械賣弘見届

熊谷縣

管下上州高崎宿生絲製造人田子常三郎外一人別紙  
圖面の製絲器械を工造賣弘度段願出候處器械製絲  
は通常の手繰に比すれば其品位幾分か昇等あるは  
勿論右器械は既に佛人ヲリュエ氏の試験を受け候  
儀に有之連練大器械取建候儀は豪農巨商協力不致  
ては事業相立ち難く然るに當管丹の儀は製絲營業  
の者過半に候得共貧農窮商一般の事ゆゑ器械製の  
精良なるを徒に目撃拱手する而已に候處幸に右一  
人立製絲器械に候得は容易に購求し易く僻邑小村迄



も器械製絲自然普及致す可きに付賣弘えの儀聞届  
置き候旨

指令大意

製絲器械賣弘方聞届候儀は不苦候條佛人ヲリユ  
ナ「氏」の試験を受け候節の證據物有之候は、差出  
すへき旨

再届大意

指令に従ひ鑒狀寫を進呈すと其文如左

其方工夫せし練絲器具にて製造の糸可否の儀  
御雇佛人ヲリユナ「」へ鑑定致させ候處普通の品

よりは一層精好の由に候也

明治六年十一月

富岡製絲場印

田子常三郎宛

○府下の商歐洲へ渡航の儀に付

伺

東京府

府下の商小野善助代理古河市兵衛儀生絲蠶卵營業  
の爲是手代の者をして歐洲へ渡航なごし是漸次開  
店をも致すへき見込に付彼地營業上保護の儀豫是  
願出候右は外務省の所管と存候得共御國産物商業  
筋の儀に付先づ御省へ相伺且外務大藏の兩省へ申



立へく候得共御指揮に應し何分の儀申達す可き旨

### 願書大意

皇國産物の中生絲蠶卵は貿易上最大の物たるを以て累年私店に於て横濱港に運搬し歐米各國商人と貿易し或は内地四方に於て賣買致し候得共各國の情態に暗く且彼地の品位價格等も分明ならざる所あり因て實際試験の爲免手代の者一兩輩をして歐洲へ渡航せし是景況により伊佛兩國に於ては便宜の地を撰み漸次開店營業をも致し度に付願くは兩國公使館并領

事官へ其旨を達せられ居留の者政府の保護を得ん事を懇願する旨

### 指令大意

書面の趣は聞届其旨外務省へ達し置候彼國出店の儀は同省へ申立許可を受へき旨

○開産弘業會社の者支那台灣等へ渡航の儀に  
付伺  
東京府

昨年十二月中淺草新旅籠町梅田耕路外二名より開産弘業會社を創立せん事を願出大藏省へ伺ひ出候處許可相成其指令中航海通商等の儀は更に順序を



以て伺出つへき旨も有之右願の旨趣は今回商業試験の爲は支那上海及台灣等へ社中の者九名航海致し彼の地に於て見込相立候は、諸産物運轉商業相營と度趣に付御差問も無之候は、航海免狀は其筋へ申立候様取計可申哉何分の御指揮有之度旨  
指令

書面の趣聞届候條將來見込相立候は、其方法届出へき旨

○鹿火腿製法

贈振國勇拂郡にて製せる鹿火腿一支見置きの爲は

と開拓使より送到せり右は品位至良と相見ゆるを以て外國製法と比較致し度く依て之を問合せしに其法鹿を屠り血を絞り四足に付硝石八匁砂糖十六匁を塗り十日間三升の鹽に漬置き二週日煎室に於て柏薪或は大鋸屑を焚きて煎せりと報答あり

○沃陳製煉會社設立伺

千葉縣

管下房州安房郡北條村寄留小倉縣士族吉田宗彌より沃陳製煉會社設立を願出其大意沃陳は西曆千八百十二年佛國巴勒の格兒篤緯氏の發見せし非金屬の一原素にして其性能効用等諸大家の經驗に由て



著明にして寔に日常必需の要藥なり本邦にても其  
効能を會得せば購求する者日に増加せん抑も沃陳  
を稟有する物は其類頗る多しと雖も海草の右に出  
る者なし就中昆布を最上とす其産するや海の淺深  
及ひ其熱不熱に因て量の差ありて海底深く肥實な  
れば其量も從て多し是英國哥羅斯哥の品の各國に  
冠する所以なり本邦にては北海道をよひ南部八戸  
の海に産する者最上品なり故に彼地に就きて之を  
製取し沃化鹹沃化鎂沃化礬石并第一第二の沃化瀕  
となし國內に普頒し其餘を海外に輸出せば國益な

らんと確認せりされと輕易よ着手致し難ければ先  
つ房州海に産する亞羅馬を以て試験せしに乾葉五  
貫七百目を焚き壹貫九目の灰を得是を分析して三  
分八分四厘の純沃陳を得たり即ち四百七拾五分の  
一の比例なり其製煉方法はケルプに水を和し煎熬  
し液上に膜の生ずるを度とし他器に傾注して不落  
解鹽類を分ち更に過量の硫酸を加へ炭酸硫化水素  
亞硫酸等の諸瓦斯發象及硫黃の沈澱を目撃して鉛  
製蒸溜器に移し黒酸化滿掩を加へ法の如く蒸溜す  
此に化學の變化を言へば沃化曾紐母の一分分析せ



られて沃陳の受器に遊離し曾紐母は黒酸化満俺の  
酸素一和量を得て硫酸の一部と結合し化して硫酸  
礦啣となり而して其酸分を失ふ處の満俺亦硫酸の  
一部と結合し硫酸第一酸化満俺となりて共に蒸溜  
器中に留るなり然れとも本邦未だ器械なれば施  
術も十分ならず之を海外に購買せんとせば費用莫  
大にして損益相償わざるを恐る故に邦製便利の器  
械を代用すべく即ち其要を言へば煎熬傾注の作用  
を反覆し液量を減し鉛製蒸溜器に換るに美濃燒瓶  
子を以て硫酸及び黒酸化満俺に代ゆるに自製の硝

酸を以てする等成る可く簡易に製煉すべく且英國  
製煉の比例はケルプ二百廿四分中純沃陳一分あり  
我試験は四百七拾五分の一分あり蓋し此差や伎倆  
の巧拙と海草の肥瘦とにより生ずる所にして漸次  
煎煉に至らば敢て相譲らざるべく暫らく比例の率  
に照準製煉致す可き旨

指令に右結社の儀は當時一般の條例取調中なれば  
追て相違する迄人民の相對に任せ置くへし製煉品  
の儀は更に文部省へ申立試験を経候様致す可き旨

○米國生絲會社年報書并考案



一千八百七十四年五月十三日編輯

亞墨利駕生絲會社第二年報書中同

社主事曰「リチアルドソ」氏の演

述きたる生糸の條抄譯

前年七千三百の支那絹絲は往時の物に比較すれば其紡き方粗惡にして且つ交物をなしたるものあり今より八年前日本人曾て當時支那人の爲す所の如く絹糸の紡き方を粗惡にし且つ交物をなし絹絲を價造したり此時に方て支那人は大に絹糸製造に注意して紐育へ輸入せんか爲えこれを精製したり

し故に日本の生糸は一時米國に於て殆んど採用せざるに至れり

日本人一時の詐術を以て外國人を欺き終に自國の聲價を墮しよる過ちを悔悟して當時之れを挽回せんことを欲し我國に於て需むる絹絲を米國へ輸入せんか爲に精製しよる者若干を前年中得よりき而して日本人既み一旦衰微しよる絹絲の貿易を挽回せん方今希望決意よるはこれ支那人日本の絹絲貿易の衰微を挽回する爲に勉強力を奮起す可き好機會を日本人に與へよりと云ふ可し



前年米國へ舶來しよる日本及び支那の絹絲全額の中九割六分は尹ンフランスに道を取りて來れり而して昨年中絹絲の相場は二割五分より三割まで其價を低下しより

一千八百七十四年五月十三日編輯

亞墨利加生絲會社第二年報書中例

年宴會の篇曰山氏説話の部抄譯

曰山氏曰く日本及び支那より輸す絹絲の本原は實際消糜盡すへからざる者とす亦日本及び支那に於ては絹絲製造人の賃銀非常に低價なる故を以て竟

に世界中の生絲貿易の權を統轄す可き勢ひあり然れども日本及び支那に於て世界中の生絲貿易を統轄せんには彼嘗今驚く可き程巧みなる詐術を以て子輩を數回欺くか如き惡弊を止見兩國共富國の基本ともなる可き絹絲製造の制度を改正し勉えて正實に精製すれば唯此一舉に由て世界中の絹絲貿易の權を統轄する事を得るに足る可し亦社長に告て曰く今夕年一千八百七十四の宴會には現に絹絲の事につき巧者なるを以て夙に子輩衆人の爲に信用せられたる日本副領事富田君あり借今



予の考ふる處を以て視れば富田君能く其官職に任  
 し日本の生絲製造を大に起さしむるに堪ん事は亦  
 富田君の爲に大幸と云ふ可し而して富田君の此事  
 に盡力することは富社へ同氏の懇交をなすに由て  
 明瞭なり是を以て予輩精力の及ぶ丈け富田君と協  
 力し絹絲製造を盛大ならしえんと欲す今夕富田君  
 と予輩との面談は彼我の交易を最も親睦に一和せ  
 しむ可き者の一證にして爰に至て予は別に意見な  
 きを以て演説を止んとす願くは社長足下富社の爲  
 めに例年宴會毎に日本副領事富田君を迎遇する事

を許諾せよ

一千八百六十七年より一千八百七十三  
 年迄七ヶ年の間本邦より合衆國へ輸入  
 したる生絲及び絲製物品表 千位

甲

一千八百七十 三年六月三十 日ヲ以テ終ル 會計年	生 絲		絲 製 物		
	磅	價	衣 帛	雜 品	總 計
一八六七〇〇〇〇	一七,四五五	佛七七,四四二	佛四六	佛九三一	佛九七七
一八六八〇〇〇〇	二四,八八八	一二四,二五四	...	三〇三	三〇三
一八六九〇〇〇〇	九,一二九	三六,五一九	二五四	三一六	五七〇



一八七〇	五四,二〇一	二八七,三八〇	三四八	一六二三	一,九七一
一八七一	一四〇,四三四	七二八,三二八	三,〇〇〇	三,〇七四	六,〇七四
一八七二	五二,三九九	二一三,七四八	六七一一	二,八四六	九,五五七
一八七三	四〇,九三六	二四〇,九六四	三,四九三	八,五五四	一一,〇四七

一千八百六十七年より一千八百七十三  
年迄七ヶ年の間支那より合衆國へ輸入

しるし生絲及び絲製物品表

乙

生	絲	絲	製	物	品	計
生	價	帛	品	品	總	計
磅		幣	品	品	計	
一千八百七十三年六月三十日ヲ以テ終ラセザル年						

一八六七	七九,三五六	弗三八二,六四五	弗一三〇,三一六	弗一七,五三四	弗一四七,八五〇
一八六八	八九,二九八	四〇九,七一八	四,六四五	五〇,一八五	五四,八三〇
一八六九	六五,〇八七	三一〇,一七六	八六九	三四,五五五	三五,四二四
一八七〇	一〇二,三六一	四三二,七九二	一,三七四	四二,六三九	四四,一一三
一八七一	四三萬,八三二	二一〇一,八〇六	四,五三〇	三八,〇九六	四二,六二六
一八七二	六六一,二九六	三三三,七六二	三四,九九三	七一,〇五一	一〇五,〇四四
一八七三	八三八,一二七	四三六,五二三	三四,九九八	九五,五四六	一三〇,五四四

一千八百七十三年七月一日より全十二月三十一日迄六ヶ月の間日本  
及支那より合衆國へ輸入したる生絲及び絲製物品表



丙

國名	生絲	製物			總計
		絲	雜品	總計	
日本	佛一三,三九八	佛五二	佛三,〇八〇	佛三,一三三	
支那	佛一,五九一,三七〇	佛八二一	佛四,七九二	佛四,七六一三	

右三表合衆國、ロンドン、マヤ州華盛頓府

統計寮頭

一千八百七十四年 エドワルド、モング  
四月日

一千八百六十六年より一千八百七十三年迄八ヶ年の間合衆國より外國へ輸出したる生絲及

生絲製物品表

一千八百七十三年六月三十日ヲ以テ終ルル會計年	生		絲		製物			總計
	生	磅	價	價	衣	雜品	總計	
一八七三	五,五四四	佛四,五八九二	佛一,二六二	佛八五一	佛七三四	佛八六四	佛三,五七七	
一八七二	二四,〇五六	佛一三,三七〇	六,八〇九	二七六	七六八	二八三	佛五,七七七	
一八七一	一,一九二	佛六,七八三	一,〇五二	一一一	一一四	一一三	佛二,三三六	
一八七〇	七,五一五	佛四,〇三一	一,八二九	二一九	四四二	二二一	佛二,二七一	
一八六九	七,七五四	佛五,〇三一	一,三六〇	一三七	五八五	一三八	佛九,九四五	
一八六八	二四,四六二	佛二四,六五七	二,二八〇	一一六	八三六	一三九	佛六,三六六	



一八六七〇〇〇〇〇	四、二六五	二六、二七六	三四七	二四八、三一九	二四八、六六六
一八六六〇〇〇〇〇	三四、二三八	一九八、四二九	四〇、〇七五	一六九、二五四	二〇九、三二九

考案

西曆一千八百七十三年七月より十二月迄即ち我明治六年七月より十二月まで我國より米國に輸出せし蠶絲類を各港輸出入表に就て算出することと左の如し

生絲 貳千四百三拾八斤余

價金壹萬五千五百四拾四圓

製斗絲并屑絲壳蛹。

價金三萬八千百五拾圓五拾九錢

絹織物并衣服

價金千五百九拾貳圓三拾錢

按るに以上三件を總計して之れに海關稅運輸費を加ふれば彼地に至り其價更に幾分を増すの理にして丙表三件の合計は却て價金大凡三萬八千七百圓を減ずるものは何るや思ふに既に我海港を輸出すると雖も彼に在りては轉して之を他の國に貿易し或は未だ入港せざるものあつて之を表出せず因て此差異を生ずるな



らんか然りと雖も彼表蠶絲の類別を詳かにせ  
 す又其斤量の數を掲げず故に其多寡如何を精  
 覈するに由なく而して其脱漏の如きも亦之を  
 全く無きに販し難し姑く他日の攻稽を待つ  
 と〇七年間米國輸出の比較如何を知らんと  
 を要すと雖も海關輸出入表に各國の區別を記  
 注するは昨年以後に係るを以て千八百七十  
 三年を計て年度以前は米國輸出の數若干なる事を  
 算出するに由なし故に之を措く

日支兩國産絲の多寡及び其盛衰の景況を瞭然たら  
 しむるに甲乙二表七年間の總計を算出して之を比  
 較する左の如し

國名	生 絲			衣 帛 雜 品
	磅	價	平均壹磅價	
日本	三三九,四四二	佛一,七〇八,六三五	佛五,〇三三	佛三一,四九九
支那	二七〇,三四八	佛一,三六一,二八四	佛五,〇〇四	佛五六〇,四三一
増減	①一,九三〇,九〇六①	佛九,六五二,六四九	(十)〇,〇二九	(一)五二八,九三二

按るに我邦蠶絲の多き輸出品中の第一等に  
 居る人の能く知る所と雖も支那製の米里幹に



輸入するもの其數殆んど我六倍に超ゆ亦盛なりと云ふへし獨り其品の精良を論ずるに至ては平均價を視て我の彼に勝る事を知るべきなり然とも乙表を觀るに支那の輸入年々多を加ふる時は其力を養蠶に竭すや知る可し安んろ其品位も亦竟に我に勝るものを製出せざるを保たんや故に邦人に在ては輸出をして更に増多ならしむるに論なく又益々研磨して層々其品等を進むることを務めざるへからず○凡物産は多く人工を経るものを上とす故に衣帛を

上とし生絲を次とす蠶種の如きは又之に次く試に表に就て之を視るに我衣帛雜品は生絲の百分の二に上らずして支那は殆んど百分の五に居る則ち支人の工業を務むるの概と又其品位の良にして求需の多きとを知るに足れり豈我邦人にして此に着意し以て獎勵の道を講せしめざるへげんや○彼の所云に就て更に考るに我傭工錢卑し隨て絲價も亦廉なり故に之を需るもの、多く其勢將に佗を制壓するに至らんとす是に於て佗國は乃ち其産絲の售られそ



るを知り必ず其力を轉して益々織工に勉勵するに至るへし而して我之を悟らす徒に製絲に汲々たらは假令其小利を失なはさるも彼の傭奴たると奚る異ならん故に贊揚の言ありと雖も未だ以て喜とすへからさるなり○我生糸二千四百三十八斤を磅量に代へて之を折算し其平均價を求めれば四弗七九七を得たり之を七年間の平均に比すれば其價少しく下れり是れ該年の製糸前年に劣るに由るに似たりと雖も我出口の價直彼地の價直より卑きは固り其所

あり且物價の高下は或は供給と求需の多寡に因て其變を來す事あるか故に物品の美惡を以て一概論すへからさるものあり此れ乃ち貿易家の最も意を致すへき所のものなり因て併せて論ずる事爾り

丁表を縮えて其總計を示す左の如し

生 糸		製 物 品	
磅	價	平均壹磅價	價
一一〇〇二六	弗八一四四六九	弗六七八五	弗二二一八〇一七



按るに米國八年間生絲の輸出如此寥々として我百分の四七、六六七に居れり然とも其一磅平均價は六弗七八五にして我平均に比すれば一弗七五余の貴きを見る則ち其製工の美なるを知るへし且生絲の少き如此と雖も衣帛雜品は殆んど生絲の三倍にして我の輸入する所は却て其百分の一四二に居る夫彼我の相反する如此なるものは佗なし彼邦の務むる所専ら輕手の物品上にあるを以てなり而して又烏ろ知らん我か輸す所の物を以て更に是物を製造する

に非ざる事を是故に我物産家を使って省悟する所あらし是れは貿易の利權悉く外人の手に墮ち竟に復之を收むるの日なかるへし

右に掲ぐる所の報知書及び考察等に就き米國の生絲織工とに孜孜着意せる景況を察知し本邦にても益良好の生絲を製出し且織工の業を講明し舊名の産物をして盛大ならしめ貿易上の鴻益を興さん事を是望む



東京日本橋通二町目十九番地

書肆

箱田 佐兵衛

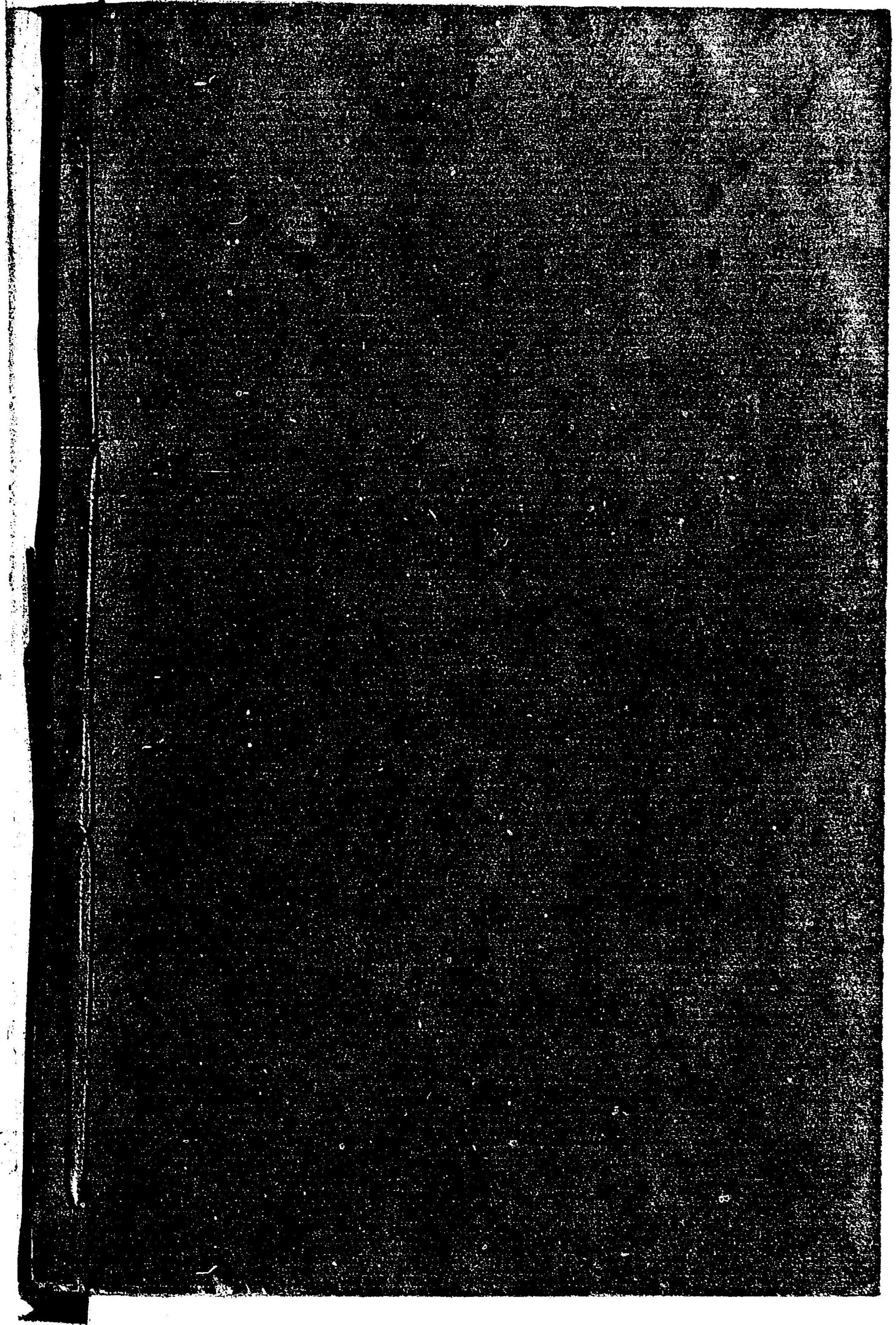
發賣所

同本石町拾軒店五番地

同

鈴木喜右衛門







特44  
23



041744-000-5

特44-23

勸業報告 第1号

勸業寮

M7

BDI-0295

